

子ども・子育て新システムへの意見

子どもがいる生活の相対的価値を上げていくこと、核家族で小さくなってきた子育て家庭を社会的に支援していくこと、これまでの価値観でのみ子育て家庭を捉えないことなどが重要です。子ども・子育て新システムが、当事者である世代や子ども世代が政策決定に充分に関わりスピーディに実行される体制でなくてはならないと考えます。

1. 一時預かりの提供方法 サービス料の水準について

一時預かり事業が多様であることは確かですが、将来的にはすべての子育て世代が遠慮なく活用できるよう個人給付にむけての体制をつくっていくべきだと考えます。これまででもきょうだい児の通院、保護者会、親自身の通院、冠婚葬祭、リフレッシュなど**就労以外の目的**での需要はあっても**受け皿がない、料金が高い**ことで、多くの子育て家庭があきらめていました。保育所以外においても質を確保し安心して任せられる一時預かりの体制を整え、確実にサービスの供給を増やすことが求められています。

一時預かりは、**子どもにとって親以外の安心できる大人との出会い**と位置づけ、核家族化が進む中で母子密着になりがちな子育て家庭に対して、**第3者が介入できる機会**と捉えるべきです。ついては、地域事業に応じてニーズ調査を踏まえつつ、子ども・子育て会議でサービスの利用状況等を評価しながらサービス料を確実に増やしていく方向性で検討、サービス料の水準を調整していくことを提案します。合わせて、**制度によって異なる利用料金**の考え方の整理も必要です。

地域子育て支援拠点における一時預かり利用者の声

- ・一時預かりがなかったら今ごろ煮詰まってしまうている。子供と2人きりでいると、虐待しそうな時がある。でも託児があるおかげで自分を取りもどす事が出来る。
- ・少しの時間でも母子が離れることで、意識していなかった負担を解消することができるようになった。
- ・いつも通いながっている場所だと子どもも安心して任せられる。
- ・子どもと二人でいる時間が辛く、まだ話せない息子を怒鳴ったり、体も心もコントロールできない時期がありました。スタッフの方に相談し、一時保育を利用しました。初めは子どもがかわいそうという気持ちがこみ上げて自分の時間をゆっくり過ごすことが出来ませんでした。何度か預けているうちに子どもと一緒にいるのが辛いという気持ちが和らいでいきました。素直に打ち明けることができて本当に良かったと思います。

2. 地域子育て支援事業

初めて子育てをする家庭にとっては、保育所入所ニーズだけがあるわけではありません。子育ての不安や子どもの発達についての相談、産前産後のケア、子育ての仲間づくり、地域情報、生活情報、言葉の問題、経済的問題などあらゆるニーズがある中で、それぞれの**子育て家庭のニーズをキャッチ**し、公的サービスや民間のサービスにつないでいく**利用者支援**が求められています。なかでも、地域子育て支援拠点事業は、親の就労にかかわらず、**すべての子育て家庭のセーフティネット**として、地域の支え合いの根幹としての機能を有し、子ども・子育て新システム施行後はより重要な役割を担うものと考えています。

また、NPOなどの市民が協働して担うことで、**行政だけでは担えない柔軟な対応**にも力を発揮することができる。

乳幼児の世話などを体験したことなく親となるケースが約半数を超え（横浜のニーズ調査）、産前・

産後のケア、訪問支援、地域子育て支援へのつなぎなど、連続した家庭支援、利用者支援が求められています。

1) 人員配置について

現状、地域子育て支援拠点事業の人員配置は、ひろば型2名、センター型2名、児童館型1名となっています。今後、新システムが導入されるにあたっては、子育て関連サービスの利用に関して、個人の受給権が確立することを踏まえ、利用者の自己決定のための情報提供やサポート、情報弱者など配慮を要する家庭への支援が欠かせないと考えられます。

また、経済的な事業や親な精神的サポートが必要と思われる家庭、子どもの発達に心配があって支援が必要な家庭などが増えてきています。センター型、ひろば型の人員配置については、通常の配置に加えて、研修を受けた**専任の子育て支援コーディネーター**1名の設置が必要であると考えています。さらに大規模加算として、一日平均50組を超える利用者がある地域子育て支援拠点については人員配置の加算をおこなうことを提案します。

2) 研修の必要性

子育て家庭に近いという当事者性のみならず、今後ますます求められる地域子育て支援の意義と役割を理解し、家庭に寄り添い必要な支援につないでいくためにも、幅広い研修が必要です。義務づけが難しいとしても、努力義務は課していくべきと考えます。

地域子育て支援拠点において、多様な**民間／公的な子育て支援メニュー**の中から、各子育て家庭がどのようなサービスをどう選択すれば良いのかをサポートするには、**専任の子育て支援コーディネーター**を設置し、安定的な財源で支える必要がある。



3. 放課後児童給付について

新システムにおいては、小学校の放課後の遊び場と生活の場の保障をはかるため、**個人に対する権利保障**を強化する方向性で、サービス量が増えることを期待しています。現状は、市町村によって実施の有無、最低基準や運営内容に大きな差が生じています。保護者の就労支援また、子どもが外でいきいきと主体的に遊び挑戦できる環境を保障する観点からも、抜本的に量的拡充とともに、より内容を重視したスタンダードの確立を目指すべきだと考えます。

子どもへの関わり、保護者支援、学校連携など現状の現場の困難さを考えると、**指導員の処遇改善**が必須です。また、利用料などが高すぎることで、必要度が高い子どもや家庭が排除されない仕組みが必要です。